

戦没者の遺骨収集に関する有識者会議

令和3年度第2回議事録

厚生労働省社会・援護局援護企画課

○中村課長補佐 それでは、定刻となりましたので、令和3年度第2回「戦没者の遺骨収集に関する有識者会議」を始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。

本日司会を務めさせていただきます、社会・援護局援護企画課の中村と申します。よろしくお願いたします。

冒頭、厚生労働省事務局長の山本社会・援護局長から御挨拶申し上げます。

○山本社会・援護局長 社会・援護局長の山本でございます。

去る昨年9月に、橋本局長の後任として、社会・援護局長を拝命しました。どうぞよろしくお願いたします。

皆様方、大変お忙しい中、本日、御参集いただきまして、ありがとうございます。また、日頃より援護行政に多大な御支援を賜っておりまして、この場をお借りしまして御礼を申し上げます。

年明けに入りまして、オミクロン株を中心に新型コロナウイルス感染症はまたぶり返してきておりますけれども、今日は、万全の安全対策を講じまして、こういう形で、対面方式で開催させていただきたいと思っております。御理解を賜ればと思います。

本日の議題でございますけれども、指定法人の指導監査結果、戦没者遺骨収集事業の取組状況、遺骨鑑定の取組状況について御説明をさせていただきます。忌憚のない御意見を頂戴できればと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

○中村課長補佐 ありがとうございます。

本日は、全ての構成員、5名、オブザーバー、3名に御出席いただいております。

なお、今回から畔上オブザーバーの後任といたしまして本会議に御出席いただきます方を御紹介させていただきます。

日本遺族会評議員の森本浩吉オブザーバーです。

これまでオブザーバーとして本会議に御出席いただいております、日本遺族会専務理事の畔上オブザーバーにつきましては、都合により退任することとなったため、座長に御相談・御了解の下、森本様に御就任いただきましたことを御報告させていただきます。

また、浅村オブザーバーにつきましては、都合により、オンラインでの御参加となります。

次に、事務局の出席者につきましては、お手元に配付の座席図のとおりでございますが、昨年9月に人事異動がありました関係で、幹部に変更がございます。

先ほど御挨拶申し上げました山本社会・援護局長、衣笠援護企画課長、櫻井戦没者遺骨鑑定推進室長、浅見戦没者遺骨調査室長でございます。

なお、本多大臣官房審議官につきましては、本日、出席の予定でございましたけれども、急遽都合により欠席となりましたので、御報告させていただきます。

続きまして、本日の有識者会議の傍聴でございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために、一般の方の傍聴はお断りすることとなりました。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、マスクの着用、入室の際に手指の消毒をお願いします。

議題に移ります前に、初めに、資料の確認をお願いいたします。

議事次第、出席者名簿、座席図、資料1から資料4までを配付しております。

資料の配付漏れ等がございましたら事務局までお申し出いただければと思いますが、大丈夫でしょうか。

それでは、犬伏座長、これからの進行をお願いいたします。

○犬伏座長 犬伏です。本日は、どうぞよろしくをお願いいたします。

本日の議題は、議事次第にもあるとおり、1. 指定法人への指導監査結果について、2. 戦没者遺骨収集事業の取組状況について、3. 戦没者遺骨鑑定の取組状況について、4. 令和4年度予算案について、この4点について御議論いただくことになっております。

会議の進め方ですけれども、まずは、資料の説明を事務局からお願いし、その後、逐次、各構成員やオブザーバーの方々から、御意見、御質問をいただくということで進めさせていただきます。

それでは、資料1の御説明を事務局よりお願いいたします。

○中村課長補佐 それでは、お手元の資料1「指定法人への指導監査結果について」を御説明させていただきます。

1 ページをめくっていただければと思います。指定法人への指導監査結果について、ここでいう指定法人とは、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律に基づきまして、戦没者の遺骨の情報収集・遺骨の収容、送還などを適正かつ確実に行うことができる者として厚生労働大臣が指定いたしました、一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会のことでございます。厚生労働省では、指定法人に委託している戦没者遺骨収集事業について、毎年1回、事務所への立入りによる指導監査を実施しております。指導監査の結果につきましては毎年本有識者会議において御報告しておりますが、本日は本年9月に実施いたしました指導監査の結果について御報告させていただきます。今回御報告する内容につきましては、大きく分けて2つございます。まず、1つ目は令和3年度指導監査結果の概要でございますが、(1)から(3)の事項について、この後、御報告させていただきます。2つ目は、指導監査結果を踏まえた課題と対処方針の御報告となります。

2 ページを御覧ください。ここでは、指定法人における令和元年度の事業の実施状況に対して、令和2年8月5日・6日の2日間にかけて厚労省が指導監査を実施し、その後、令和2年度第4回の有識者会議を令和2年12月17日に開催したところですが、ここにおいてその監査結果を報告いたしました。その際に、構成員の方々から助言・意見をいただいていたので、これらの助言や意見を踏まえた指定法人の対応状況の報告でございます。続きまして、四角の大きな枠の中の1つ目のマル、月次契約状況報告書の参考というところを御覧いただくこととなりますが、これは令和2年度の指導監査で口頭指摘をした内容でございます。指定法人の会計規程において毎月整備するように定められている月次契約

状況報告書は毎月の契約した案件を一覧表にしたものでございますが、これが作成されていないということで、これを作成するように指導を行ったところです。この報告を有識者会議にしたところ、竹内構成員から、月次契約状況報告書については、作成だけが目的ではない、妥当な契約が締結されているかを適切な立場の方が確認できる内部体制が確立していることが重要であるという御意見をいただいております。それを踏まえて今年度の監査において状況を確認した結果が矢印のところに記載しております。経理担当が月次契約状況報告書を作成して、契約責任者や関係者が定期的にこの報告書を確認して契約や支出がなされているかの確認が行われておりました。また、特定の者だけで業務が行われることのないように各事業担当と経理担当が連携して複数名による決裁の確認が行われているなど、内部体制が整備・運用されていることが監査で確認できております。次に、2つ目のマルでございまして、こちら、参考を御覧ください。監査において助言した事項となりますが、支出の決定の決裁につきましては、指定法人の内規によって支出の金額等により決裁権者を区分することになっているのですが、実際は全ての支出の決裁を専務理事が行っていたというところで、会計規程に沿った形で適正な決裁処理を行うよう助言を行ったということでございます。これに対して、竹内構成員から、この支出の決定における決裁区分の委譲が適切であること。また、少額の支出においても事後的なチェックが定期的に行われることが重要であるという御意見をいただきました。これを踏まえて指導監査で確認したところ、決裁については、まず、令和2年8月31日、監査の後、すぐに内規の見直しを行いました。具体的には、原則、10万円以上の支出は専務理事が決裁権者、10万円未満の支出については部長が決裁権者という見直しを行って、令和3年3月まで試行的な運用を行いました。その結果、専務理事の決裁業務の負担が軽減されるとともに、この有識者会議の構成員の御意見でもある適切な決裁区分の委譲ができていたと判断できたため、令和3年4月以降につきましては、この見直された内規に基づいて適切な決裁処理が行われているところでございます。また、少額の支出につきましても、毎月の支出状況について経理担当が月次試算表を作成しています。具体的には各月の支出状況を一覧表にしたものでございますが、こちらを作成いたしまして、専務理事が不適切な支出がないか事後的なチェックを行っているということを監査で確認しております。最後に、3つ目は、熊谷構成員から、こういった厚生労働省の指導監査の指摘事項などについてはタイムリーに理事等に情報共有をすることが重要であるという御意見をいただきました。これについては、従来から、このようなことは理事へメール等で報告が行われていること。また、遺骨収集等の派遣に関する重要な事項についても同様に理事への速やかな共有が行われていることを確認いたしております。以上が、(1)の内容でございます。

次に、資料の3ページを御覧ください。ここでは、指定法人における令和元年度の事業実施状況に対して、令和2年8月5日・6日に厚労省が指導監査を実施し、以下のような指摘を行ったところですが、それらの指摘事項に対する指定法人の対応状況の報告になります。まず、大きな枠の中の緑で囲ってある箇所ですが、令和2年度の指導監査における

文書指摘が1件ございました。内容はと申しますと、代表理事の職務執行状況の報告になりますが、これは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び定款において、代表理事が職務執行状況を理事会に対して年度ごとに最低でも4か月を超える間隔で2回の報告が必要ということになっていますが、令和元年度については報告が年度で1回のみだったということで、年度内に最低2回は報告を行うよう指導を行ったところです。また、※1で書いてありますが、対面形式またはウェブ形式で開催された理事会で行わなければならないことに留意していただければと思います。これについて、令和3年度の指導監査においては口頭指摘でございますが、令和2年度の理事会における代表理事の職務執行状況の報告については、令和2年11月及び令和3年3月の理事会で書面評決で、2回、確かに報告が行われていたのですが、いずれも新型コロナウイルス感染症の影響などによって対面またはウェブ形式による報告が行われていなかったところでございます。なお、今年の9月に監査に入ったところ、令和3年6月に理事会が1回開催されていたのですが、そのときは対面形式で1回目の報告がされていたこと、監査のとき聴取したところ、2回目の報告についても法令に則した形で行うことを確認しましたので、一定の改善が図られているということをもって、今回の監査においては口頭指摘にさせていただいた経緯がございます。補足でございますが、※2で、その後、令和3年11月、理事会を対面で開催しました。その際に2回目の代表理事の職務執行状況が報告されているということで、令和3年度については法令上はクリアしているところでございます。次の四角の緑で囲ってある箇所ですが、令和2年度の指導監査における口頭指摘でございます。①として個人情報保護体制の整備でございます。個人情報の保護規程において定められている個人情報保護監査責任者が専務理事から選任されていなかったというところで、規程で定められた体制を整備するように指導したところです。この状況について今回の監査で確認したところ、体制を整備した上で職員に対して周知を図っていることと併せて、管理者や監査責任者による個人情報に係る管理状況の定期的な点検も行われていたということでございます。②でございますが、不落を見据えた契約手続でございます。契約については予定価格を作成しなければならないことになっておりますが、これについては作成されておりました。ただ、一部の契約において、事業の開始に間に合わないとの理由で、予定価格を上回った金額で契約を締結している案件が確認されましたので、予定価格を上回る入札に対応できるように、余裕を持った入札スケジュールなど、不落を見据えた契約手続を行うように指導を行ったというものでございます。この状況を確認したところ、入札の結果、不落となり、再公募の手続が必要な場合でも、派遣準備に支障なく契約できるように調達手続が行われていたことを確認しております。具体的には令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で海外等の派遣が実施できなかったため、令和3年6月に実施しました鹿児島県の喜志鹿崎の旧軍用機の遺骨調査等で調達手続がされていたのですが、その事例について今回は確認したものでございます。

続きまして、資料の4ページを御覧ください。③として、月次契約状況報告書の作成に

つきましては、先ほど御報告した内容と同様の内容で改善が図られているということで、詳細については、ここでは省略させていただきます。次に、令和2年度の指導監査における助言でございます。①として支出の決定に係る決裁権限の整理ということですが、こちらにも、先ほど御報告した内容で改善がされていたということで、詳細は省略させていただきます。②の各種管理者等の書面による辞令の交付は、各種内規が指定法人にございますが、各種管理者等を選任する場合には、指定するとか、選任するとか、指名するという記載があるわけでございますが、書面による辞令の交付については、令和元年度の指導監査において助言事項としていました。内容的には、印章の管理者等の指名が口頭で行われていたことから、責任の所在が曖昧となる可能性があるため、書面で辞令を交付したほうが良いという助言を令和元年度の監査で行いました。これを受けて、令和2年度の指導監査においてその改善状況を確認した結果、一部書面による辞令交付が行われていないということを確認しました。結果的に改善ができていなかったという状況でございますが、この状況を確認したところ、辞令交付が業務の負担になっているということでしたので、業務の簡素化の観点から、辞令交付にこだわらずに一覧表か何かを作成して職員に周知するなどの代替手段を検討するように再度の助言を行ったものでございます。あくまで、辞令交付が目的ではなく、誰が管理者で、その人がどのような業務を行っているかを職員が把握することが大事だということで、このような助言を行ったところでございます。これについて令和3年度の監査で確認したところ、書面による辞令が必要なものには書面交付しつつ、その他の者については各種管理者一覧表を作成して、職員に対して周知が行われていました。辞令交付した者ですが、具体的には、労働安全衛生法により、労働者が10人以上50人未満の事業場では労働者の安全や健康管理などに関わる業務を担当する安全衛生推進者の選任を義務づけているということで、こちらについては辞令の書面交付をしているということでございます。

続きまして、次の5ページを御覧ください。（3）令和3年度の指導監査における指摘事項とその対応状況についてです。ここでは指定法人における令和2年度の事業実施状況に対して、令和3年9月9日・10日に指導監査を実施したところですが、その際の新たな指摘とそれら指摘事項に対する指定法人の現時点における対応状況ということで、御報告させていただきます。まず、文書指摘が1件ございます。理事会における議事録の不備でございます。理事会において書面評決が行われた場合の議事録の作成につきましては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行規則において記載事項が定められているわけですが、そのうち、理事会の決議があったとみなされた事項の提案をした理事の氏名と議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名について記載がなかったということで、これらを記載するように指導を行っております。これについて、現在の状況ですが、令和3年11月の文書をもって不足していた記載事項を記載した議事録を作成したという改善報告が厚労省に提出されて、事実確認をしております。次に口頭指摘については、3点ほどございました。1つ目は、適切な物品の管理です。物品供用簿は整備されていたのですが、

一部の物品において、複数年にわたって貸与されていたり、紛失や破損した際の詳細な記録がなかったため、貸与した物品は所在や状態を定期的に物品管理者が確認し返却させるなど、適切に管理するように指導を行ったものです。一部の物品を具体的に申し上げますと、現地調査や遺骨収集で使用するデジカメやGPSでございます。また、物品の紛失や破損をした際は、理由書の作成や物品管理者に確認の上、修理や廃棄を適切に行うよう指導を行ったものでございます。現在の状況でございますが、令和3年9月16日に、貸与した物品は半期に1度物品管理者に返却させ状態確認を行うこと、紛失等があれば理由書を作成することを職員に対して周知したという報告を受けております。実際に今年度は10月に物品の返却・状態確認を行ったということで確認しております。また、積極的な取組といたしましては、物品管理者とは別に検査員を1名指名しまして、二重チェックを行う体制も整備したところでございます。次に2つ目でございますが、契約における規程等の整備でございます。指定法人の会計規程において、正当な理由がある場合を除き、原則、一般競争入札に付すことになっているところでございますが、一部の高額な契約について、同じ会社に統一するためとの理由で随意契約が締結されていたり、契約書を取り交わしていない事例があるなど、不適切な契約手続が認められたというもので、随意契約とする場合や契約書を作成する場合の基準等をより具体的に定めた規程を整備するように、今回、指導を行ったところです。具体的には、コピー機などのリース契約のものについて、同じ会社に統一するためという理由で随意契約が締結されていたというものでございます。現在の状況でございますが、会計規程細則に具体的な基準を定めるため、指定法人の内部で内容を検討中ということになっております。

次の6ページでございますが、3つ目の口頭指摘でございます。代表理事の職務執行状況の報告ということになりますが、先ほど御説明した内容になるので、ここでは詳細を省略させていただきますが、令和3年6月と11月に対面形式で理事会が開催されて職務執行状況の報告がされているという現在の状況でございます。最後に、助言でございますが、1件でございます。手許現金の使用用途の限定についてです。内部の会計規程において上限金額は30万円と定められていますが、一時的に上限を上回って金庫に現金を保管していました。規程で定められた上限を厳守するとともに、真に現金で支払いが必要な場合を除いては原則口座払いとするように助言を行ったものでございます。現在の状況でございますが、手許現金は主に謝金の支払い等のために金庫に保管していたのですが、令和3年10月からこれらの現金支給を廃止して振込で行うということで手続を終了して、その結果、上限30万円を上回って金庫に保管することはなくなっております。

続きまして、資料の7ページを御覧ください。2つ目の大きな事項として、令和3年度先ほど御説明いたしました監査結果を踏まえた課題と対処方針でございます。まず、課題でございますが、令和2年度指導監査実施時の指摘事項につきましては、おおむね改善は図られていますが、その際に文書指摘とした代表理事の職務執行状況の報告については、令和3年度に改善傾向は見られたものの、令和2年度中の改善が図られていなかったこと、

また、理事会に関する手続についても法令に則していないことが確認されたこと、加えて、会計処理等についても一部で改善が必要と思われる事例が確認されたという課題が認められたということです。厚労省としての対処方針でございますが、これらの文書指摘を行ったものについては、文書での改善の状況報告を求める。こちらは既に終わっていますが、それを確実に実行されたか確認を行う。当然のことながら、それ以外の口頭指摘事項や助言事項についても、適切な対応が行われているかどうか状況の報告を求めて、適切な業務運営が行われるよう継続的な指導を行う、また、引き続き指導監査も行っていくというものでございます。また、指導監査に加えて、令和3年度の新たな取組といたしましては、指定法人の各種業務の進捗状況や懸案事項などについて指定法人との定期的な打合せを年数回実施いたしまして、業務運営について見直しが必要な場合には速やかな改善が図られるよう随時指導等を行うこととするというところで、今のところ、令和3年11月に1回実施して、年度内にもう一度実施する予定としております。

以上が説明となりますが、8ページ以降につきましては、指定法人の概要ということで参考資料となりますので、説明はここでは省略させていただきます。

資料1の説明は、以上となります。ありがとうございました。

○犬伏座長 指定法人への指導監査結果について、事務局から詳細な御説明がございましたけれども、この説明について御質問あるいは御意見があればお願いしたいと思います。

竹内構成員、お願いします。

○竹内構成員 構成員の竹内でございます。

今、御説明いただいたとおり、令和2年度の指導監査における指摘事項につきましては、適切に改善が見られると御確認いただいているということで、よろしいのかなと感じます。

令和3年度の指導監査におきましては、何点か文書ないしは口頭の指摘事項がございましたが、こちらにつきましても、今後、改善の状況を確認されるという対処方針をお持ちですので、引き続き改善状況をモニタリングしてもらいたいのですが、この中で、契約における規程等の整備で、一部の高額な契約について同じ会社に統一するためとの理由で随意契約が締結されたり契約書が取り交わされていない事例があるという指摘がございました。一定の金額未満の内規に基づく小額な随意契約を除いて、それを超えるような随意契約のものについては、適切な随意契約の理由が内部で検討されているかどうかを確認していただき、一般競争のものについては、予定価格を立てることによって金額の妥当性はある程度検討していることとなりますが、随意契約の場合は金額の妥当性についてどのように内部で検討されているかといったところについても指導監査のポイントに織り込んでいただきながら、特にこの随意契約のものについては監査の重点的なポイントとして見ていただきたいなと思われましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

○犬伏座長 この点につきまして、事務局から何か補足的な御説明あるいは御意見はございますでしょうか。

○中村課長補佐 竹内先生、どうもありがとうございます。

今竹内先生から御指摘のございました随意契約の理由につきましては、現在、会計規程細則に具体的な基準を定めるために、指定法人内で検討しております。厚労省においても、厚労省の内部の基準というものがございますので、そちらの情報をお渡しして、それを参考に指定法人内部で検討するように、今、指示しているところでございます。その結果を受けて厚労省で妥当性があるかどうかということを確認いたしまして整備していくという段取りで進めて参ります。

○竹内構成員 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○犬伏座長 貴重な御意見をありがとうございます。

そのほかに御意見はございませんでしょうか。

熊谷構成員、お願いします。

○熊谷構成員 熊谷でございます。

令和2年度、令和3年度と理事会に関わる指摘事項があるのですけれども、これとの関係で、理事会運営規程のようなものがこの法人に設けられているのかどうか。もし設けられていないのだとすれば、設けるかどうかを検討していただくこともあるのかなと思えますし、もし設けられているのだとすれば、法律や定款との関係で過不足のない内容が定められているのかというところを検討していただけるといいのかなと思いました。

以上です。

○犬伏座長 ありがとうございます。

この点は推進協会から御説明いただいたほうがよろしいかと思いますが、よろしいですか。

○竹之下オブザーバー 遺骨収集推進協会専務理事の竹之下でございます。

今、私どもの規程の中には、理事会の運営規程という特別なものはございません。定款の中に定めてある資格審査あるいは理事会招集の基準とかをそのまま定款から持ってくる形でやっております、具体的な理事会運営規則あるいは社員総会運営規則は今までつくってありません。

○犬伏座長 熊谷構成員、何か。

○熊谷構成員 その辺りで、定款だけですと多分法律のものが全部書かれているわけではないということで、今回、2年続けての指摘事項につながった可能性もあるので、その辺りも含めてつくるのかつukらないのかということをお検討いただけるといいのかなと思いました。

○竹之下オブザーバー 検討いたします。

○犬伏座長 熊谷構成員、御指摘をありがとうございます。

協会でもこの御意見を踏まえて御検討いただければと思います。

事務局から、何か補足がありましたら。

○中村課長補佐 厚労省でもフォローしながら進めていきたいと考えております。

○犬伏座長 ありがとうございます。

それでは、そのほかの御意見はございませんでしょうか。

黒沢構成員、よろしく申し上げます。

○黒沢構成員 黒沢です。

全般的といいますか、質問になるのですが、御説明を伺っていますと、運営・執行において適切に行われていないものがいろいろなところであるということだと思っておりますよね。これを改善していくには、いろいろなルールがなかったのならそれをつくっていくとか、そういう形はもちろんあると思うのですが、推進協会の内部で、例えば、ルールに従っていなかったのならば従うようにしなければいけないわけですが、運営をしていくに当たって、ある種、マインドの問題もあるのだらうと思うのですよね。あるいは、組織文化的な問題という言い方もできるかもしれないと思うのですが、そういったものを全般的に改善していかないと、規則をつくってもそれが適切に運営されないということがあり得ると思うのですが、日常的にそういった組織の中のマインドを改善していく御努力をどういうふうになさっているのか、もしおありでしたらそういったところをお聞かせいただければと思います。

○犬伏座長 竹之下専務理事、よろしく申し上げます。

○竹之下オブザーバー 申し訳ありませんが、設立以来、ごちゃごちゃ、走りっ放しで、なかなか振り返らなかった部分があって、今、いろいろな手続面の部分は1人にある程度集中してしまっていて、それを分散しないと1人で手に負えないぐらい広がってきってしまったということが事実でございますので、今度、総務部の中の業務改善をしまして、複数の人で分担する形にしたいと思っております。

以上です。

○犬伏座長 なかなか大変なところだと思いますけれども、御努力をさせていただいて、適正な運営につながるように、私どもの組織人だった経験からすると、マインドの改革はなかなか組織として難しい面もあるのですけれども、それでも少しずつ整理されていくということで、よろしくお願ひしたいと思っております。

浜井構成員、申し上げます。

○浜井構成員 浜井でございます。

今御説明いただいた7ページの最後のところ、令和3年度の新たな取組として指定法人との定期的な打合せ等を実施とございますけれども、各種業務の進捗状況や懸案事項等についての厚労省事務局と指定法人との定期的な打合せはこの指定法人が立ち上がった割と当初から行われていたのではないかと私は理解しておりました。この会議の初期の頃にも、いわゆる指定法人との定例会議ということで年に数回きちんと行っており、議事要旨などもつくっていたという御説明もあり、私はそのように理解をしていたのですけれども、この新たな取組とは、それと並行して行うのか、それとも、どこかで従来行われていた定例会議がストップをされていてまた再開したという形になるのか、そこら辺のところを説明していただきたいと思っております。

○犬伏座長 それでは、事務局で説明いただければと思います。

○中村課長補佐 先ほど浜井構成員から御指摘のあった件ですが、当初は定例会議ということで実施していたところですが、その後は、各現地調査・遺骨収集の地域毎の担当者が指定法人の各担当者との情報共有等のやり取りをしていたというもので、定例会議そのもの自体は、その後、数年実施しておりませんでした。指導監査において毎年こういった指摘や助言が出てくる中で、改善策を内部で検討したところ、定期的な指定法人との会議を実施していこうということになりました。

○犬伏座長 浜井構成員、付け加えて、お願いします。

○浜井構成員 ありがとうございます。

ただ、この定例会議が行われなくなった、この数年間は中断していたということは、恐らくこの会議には報告がなかったと思いますので、そういったことは割と重大なことだと思いますので、きちんと報告していただきたいと思います。

以上です。

○犬伏座長 ありがとうございます。

○中村課長補佐 承知しました。

○犬伏座長 それでは、事務局で御意見を承って、よろしくお願ひしたいと思います。

議題1について、そのほかに御意見はございますでしょうか。

それでは、次の議題2に移らせていただきたいと思います。

資料2の御説明を事務局からお願いいたします。

○藤井室長補佐 事業推進室の藤井と申します。よろしくお願ひいたします。

資料2、まず、1ページ目の戦没者の遺骨収集事業及び2ページ目の地域別戦没者遺骨収容概見図につきましては、令和3年12月末日現在で時点の更新はさせていただいておりますけれども、前回と特に変わったところはございませんので、この辺は割愛をさせていただければと思います。

3ページ目を御覧いただきまして、収容遺骨数の推移、現地調査の計画でございます。前回もこちらの資料をおつけしているのですけれども、若干修正をしております。過去5年間の収容遺骨数を記載しておりますけれども、令和2年5月の遺骨収集事業の抜本的見直しに伴いまして、海外については、検体をまずは持ち帰り、鑑定の結果が得られてから御遺骨を送還することになりましたので、令和2年度分から、上下2段に分けさせていただきまして、上段は検体を送還した数、下段は御遺骨を送還した数とさせていただいております。皆さんも御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症の関係では海外は遺骨収集事業を実施できておりませんので、こちらに記載させていただいているのは、硫黄島、沖縄、右下になりますけれども、地域不明で2検体ということで、こちらはまた追って御説明させていただきますけれども、このような状況でございます。

4ページ目でございます。今後の遺骨収集の実施方針でございますけれども、基本的には、関係省庁連絡会議で決定された戦没者遺骨収集推進戦略により、令和2・3年度で現

地調査の派遣回数を大幅に増やすこととしておりましたけれども、先ほど申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により、計画どおりに実施できていないというのが実情でございます。ただし、旧ソ連、南方地域ともに、来年度以降も引き続き新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえまして現地調査を実施し、その結果も踏まえて令和6年度までに遺骨収集を実施するという予定自体は、現在のところ、変わっておりません。

5 ページ目を御覧ください。令和3年度における戦没者遺骨収集事業の対応について、コロナ禍でほぼできていないということでございますけれども、まず、一番上、各国の入国制限の状況でございますけれども、基本的に、外務省の感染症危険情報は、全ての国に対してレベル2、不要不急の渡航はやめてください、または、レベル3、渡航中止勧告が出ているところでございます。また、昨年末ぐらいから急激に拡大しておりますオミクロン株の感染拡大によりまして、日々対象国の入国制限もかなり厳しくなってきているところでございます。例えば、PCR検査を、入国前3日間、72時間以内であればいいよと言ってきていたものが24時間以内の証明になるとか、渡航してからの現地での隔離期間が、3日ぐらいだと言われていたところが7日や2週間という形になってきておりますので、現実的にそういう意味では入国が厳しいのかなという状況でございます。また、それ以外にも、戦没者の遺骨収集地域はもともとかなり医療体制が脆弱な国も多いものですから、仮に派遣したとしても、現地で新型コロナウイルス感染症を発症した場合に、そこで適切な医療が受けられないという事情もございます。このような中、令和3年度のこれまでの派遣実績でございますけれども、まず、国内の硫黄島につきましては、感染対策ということで派遣者を絞るなどして、調査派遣を16回、遺骨収集の派遣を2回実施しまして、24柱の遺骨を収容しております。

こちらにつきましては、12ページの下段でございますけれども、硫黄島の取組状況を記載させていただいております。本来であれば遺骨収集をこれまでに3回実施する予定だったのですが、2回実施し、第1回につきましては新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が出ていた関係もありまして中止してございまして、第2回、第3回、10月と11月にそれぞれ10柱と14柱を収容させていただきまして、24柱となっております。

元のページに戻っていただきまして、前回報告させていただいておりますけれども、令和3年6月に鹿児島県西之表市喜志鹿崎で旧日本軍機の遺骨・遺留品の確認調査派遣を実施しております。それと、令和3年11月から12月にかけて、米国に職員を派遣いたしまして、在外公館で預かっていた日本人戦没者である蓋然性が高いと判定した御遺骨の検体を送還しております。

こちらは、22ページ、資料の一番後ろになりますけれども、先ほどの統計のところでも地域不明と申し上げましたけれども、戦時中に米国軍人の方が戦地からお持ち帰りになられた頭蓋骨でございます。1つは、米国軍人の御遺族と推察される方から匿名で米国内の在外公館に送付されてきたもの、もう1つは、残念ながらその米国軍人さんはお亡くなりになられており、御遺族からも、どこの戦地から収容してきた頭蓋骨なのかという情報が得

られなかったものですから、この2検体につきましては両方とも地域不明と計上させていただいているところでございます。

また5ページに戻っていただきまして、令和3年度の取組としましては、今後も含めまして、外交ルートを通じた文書の送付や厚生労働省と遺骨収集の対象国によるオンライン協議を行い、どうしても役所は人事異動で担当が変わってしまうこともございますので、そういったつながりが切れないように随時連絡を取っているところでございます。令和3年度の今後の取組でございますが、あと2か月半程度しかございませんけれども、現在、1月6日から、北マリアナ、サイパン島のほうに、現地調査と現地で保管されている御遺骨の検体採取の派遣を実施しております。こちらは21日までの予定となっております。硫黄島の遺骨収集派遣をもう一回、再来週の1月25日から2月10日の期間で実施を予定しております。それ以外の海外派遣につきましては、先ほど申し上げたオミクロン株の感染状況もございますけれども、入国制限等の状況を見ながら、現在、検討及び派遣の調整をしております。実際、状況が改善されて派遣が可能となった国からの派遣を考えておりますけれども、この点につきましては、実際に派遣が決まりましたら厚生労働省の記者クラブを通じましてプレスリリースという形でお知らせさせていただければと思っております。また、それ以外には、来年度の派遣に向けた派遣計画の準備をしているところでございます。

6ページ目になります。先ほど申し上げた硫黄島の関係につきましては、国内の感染状況を見ながら実施しているところでございます。

7ページを御覧いただきまして、硫黄島の戦没者遺骨引渡式について、昨年度は、緊急事態宣言もございましたし、また、式典の開催につきましていろいろと制限が政府からかかったこともございまして、実施できておりませんでした。今年度は、参列者の人数を絞ったり、通常は、御遺骨の引渡しは派遣団から厚労省職員に手渡すという形でお渡ししているのですけれども、直接接触しないような形で、一番左側の写真のような形で、1回テーブルに置いてそれをまたお預かりするというように、式典の形式を変えて実施をしております。また、献花につきましても、真ん中の深澤厚生労働大臣政務官がお辞儀をしている写真がありますけれども、通常、献花ですと献花補助者がお花をお渡しするのですけれども、そういったことも行わずに、右奥の献花台から取って献花をしていただくという感染対策を実施しているところでございます。今年度は、先ほど申し上げました硫黄島の第4回の派遣を実施すれば、2月にもう一度引渡式を実施する予定としております。

8ページを御覧ください。沖縄における戦没者遺骨収集について、一番下の令和3年度の取組状況のところを御覧いただければと思うのですけれども、令和3年度の取組状況としまして、沖縄県の戦没者遺骨収集情報センターが米国公文書館から得ていた沖縄南部の遺骨情報が38か所あったのですけれども、これまでに22か所の調査をしております、残り16か所の調査を今年度に行いましたけれども、残念ながら御遺骨は見つからなかったということでございます。これで38か所の調査が全て終わったことになるのですけれども、

沖縄につきましては、もともと戦後から沖縄県民の方が収容されておられましたので、基本的には既に収容されているものなのかなと理解しております。

9ページにつきましては、沖縄県内における戦没者の遺骨収集・発見のフローチャートでございます。以前、御説明をさせていただいているかと思うのですがけれども、簡単に申し上げますと、沖縄県内で遺骨が発見されますと、まず、事件性の有無や文化財の関係の確認も含めまして、本来は警察や教育委員会に話が行きまして、これは戦没者の遺骨だろうなということが推定された場合に初めて戦没者遺骨収集情報センターで収容するという流れになっております。

10ページ以降につきましては、地域ごとの取組状況でございますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響でほとんど実施できておりませんので、先ほど申し上げた、硫黄島、沖縄及び最後の地域不明のところぐらいをおおむね更新し、それ以外の地域は、現状の課題、今後の予定等について、随時、感染状況も踏まえた部分を含めて若干更新しているところでございます。

私からは、以上でございます。

○犬伏座長 資料2につきまして事務局から御説明がありましたけれども、この御説明に対して、御意見、御質問がございましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

コロナ禍の下、落ち着かない状況でなかなか予測がつかないということですがけれども、推進協会の竹之下専務から、何か、追加的な情報や取組等について、御意見といたしますか、状況説明とかがございましたら、補足をお願いします。

○竹之下オブザーバー 特にございませませんが、私どもは、ちょうど職員が退職することもあるとあって、これを一つの機会として数名が退職しますので、事務分掌を見直して、先ほども言いましたように、ある人物に集中する事態が生じてきたので、あれもこれもとなってしまつて手につかなかつた部分がありますので、もう一度、業務量を見直しながら、再配分して適切な担当としたいと思つております。

○犬伏座長 ありがとうございます。

森本評議員から、よろしくお願ひします。

○森本オブザーバー 本日から参加させていただきました、先ほど御紹介いただきました森本です。よろしくお願ひします。

ただいま、説明をお聞きしました、戦域によつても違いはありますが、令和元年度の遺骨現地調査で現地に保管されている御遺骨については先ほど触れられませんでした。令和2年度・3年度についてはコロナの関係で事業が止まっているという説明でしたが、令和元年度の現地調査は、令和元年度以前に決まつた手順書によつて行われていました。今後は、ニューマニュアルというか、新しい手順書で行われるのでしょうかけれども、令和元年度に現地に保管されている御遺骨については、日本人の鑑定士が鑑定した御遺骨もありますが、戦域によつては、当時は現地の鑑定人が鑑定した御遺骨を収容して保管されております。この御遺骨について触れられていなかったのですが、今後どのように捉えてい

ますか。

○犬伏座長 事務局で御説明いただければと思います。

○礒邊事業推進室長 事業推進室長の礒邊でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

確かに、令和元年度当時現地で収容して形質鑑定を行った現地で保管している御遺骨がまだ現地に保管されているという状況ではあるのですが、新たな手順書に基づきまして形質鑑定を行ったうえで、一旦検体だけを日本に持ち帰りまして、科学的鑑定により所属集団の結果を踏まえて、改めて収容に参りたいと考えております。

○犬伏座長 森本評議員、どうぞ。

○森本オブザーバー 今、おっしゃられたように、新しいマニュアルですと、現地で保管している御遺骨を団長が検体採取等の判断をされる場合と、あるいは、日本から鑑定士が同行される場合と。まず、令和4年度に事業が再開された場合には、検体を採取して日本に持ち帰ってください。2年間も現地に保管残置されているわけですから、戦域と地域によって保管状況に差異はあるとは思いますが、令和元年度やその前から保管されている御遺骨の鑑定を第一に考えていただきたいと思っています。

○犬伏座長 ありがとうございます。

その点は、遺族の感情もございますし、御遺骨に対する敬意も必要でございますので、積み残しといったことにはならないように、まずは再開されることが最も重要ですが、令和元年度の保管されている御遺骨に対しても適切に対応していただきたいと思ひます。

それでは、黒沢構成員、よろしくお願ひします。

○黒沢構成員 11ページのウズベキスタンのことでもう少し詳しく教えていただければということなのですが、宗教上の理由ということで、イスラム圏ですのでイスラム教の問題だと思うのですが、整備されている埋葬地は日本人だけが埋葬されているところだと思うのですが、そういったところから御遺骨を収集するということですね。それがなかなか難しいということになるのだと思うのですが、日本人だけの墓所の遺骨を収集するのにイスラム教の問題がどういうふうに関わってくるのかなど。私もウズベキスタンで日本人の墓地を何か所か拝見したことはあるのですが、もちろんウズベキスタンの方々が管理されていらっしゃるのですけれども、そこのところだけ、参考までに教えていただければと思ひます。

○礒邊事業推進室長 ウズベキスタンについては、構成員の御発言のとおり、イスラム教という宗教の国でございますので、御遺骨を掘り返すことがイスラム教に背くということを現地の政府から言われております。そういったことでもございまして、現地の埋葬地は13か所あるのですが、基本的には整備されている埋葬地が多く、そのうちの2埋葬地についてはこれから現地調査をするのですが、今後、現地調査をしながら、ウズベキスタン政府にも遺骨収集の実施について可能な限り実現できるように働きかけをしていき

たいと考えてございます。

○黒沢構成員 分かりました。

○犬伏座長 よろしいでしょうか。

そのほか、遺骨収集事業の取組状況について、御質問、御意見はございませんでしょうか。

それでは、また最後にお聞きすることもありますので、議題3の資料3について、御説明を事務局からお願いしたいと思います。

○佐藤室長補佐 戦没者遺骨鑑定推進室の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

私から、資料3について御説明させていただきます。

まず、資料3の構成でございますが、1ページ目に戦没者遺骨鑑定センターの業務内容及び体制の概要、2ページと3ページ目に本日の議題の概要、4ページ目以降に議題概要の参考資料をつけさせていただいております。こちらを適宜御参照いただければと思っております。

まず、1ページ目でございます。戦没者遺骨鑑定センターでございます。鑑定センターで実施している身元特定DNA鑑定会議及び所属集団判定会議に係る実施状況や鑑定センターの体制などについて、本日、説明させていただきたいと思っております。

2ページ目をお願いいたします。遺骨鑑定の状況及び今後の進め方等について、まず、1. 身元特定DNA鑑定会議についてでございます。戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定の実施状況は、令和3年12月末までに1,209件の身元が判明しております。DNA鑑定はこれまで手がかり情報がある場合に限って実施してはございましたが、平成29年度以降、沖縄県、硫黄島、キリバス共和国ギルバート諸島タラワ環礁などにおいて、手がかり情報がない場合でも試行的な取組としてDNA鑑定を実施してきております。その結果、身元が特定された実績をもちまして、令和3年10月より、検体を採取できた遺骨がある全ての地域を対象といたしまして、公募によりDNA鑑定を実施しております。御参考までに、令和3年12月末までに768件の申請を受け付けております。当会議の実績でございますが、令和3年度は、6月、9月、12月に開催しております。続きまして、2. 所属集団判定会議についてでございます。所属集団判定会議は日本人の蓋然性について推定している会議でございます。遺骨判定の状況は、令和3年11月末までに3,237件（※1）の判定を実施しております。その結果の内訳といたしまして、「日本人の遺骨である」が2,458件（※2）、「日本人の遺骨である可能性が低い」が40件、「次世代シーケンサによるSNP分析でさらに所属集団の推定を行う」が739件となっております。当会議の実績も、令和3年度は、6月、9月、12月に開催しております。

続きまして、3ページ目でございます。3. 令和3年度委託事業の進捗状況についてでございます。次世代シーケンサを使用いたしましたSNP分析による所属集団判定について、これまで戦没者の遺骨を用いて実施した例はございません。そのため、令和2年度から委託事業として実施しております。その有用性を確認するために、引き続き令和3年度も委

託事業を実施しているところでございます。令和3年度の委託事業は、現在、分析中でございます。今後、委託事業の結果を踏まえまして、戦没者遺骨鑑定センター運営会議において議論いたしました上で、次世代シーケンサを使用した所属集団判定をどのように進めていくのか判断することとしております。続きまして、4. 同位体分析の活用に係る検討会についてでございます。

14ページを御覧いただけますでしょうか。戦没者遺骨収集における同位体分析の活用に係る検討会報告書概要でございます。この検討会は、先ほど2ページで御説明させていただきましたルーチン的な会議ではなくて、援護担当の大臣官房審議官の下で開催した会議でございます。1. 経緯でございます。令和2年度、戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直しについての報告により、放射性炭素同位体分析による年代測定を必要に応じ実施し活用すること、遺骨の所属集団の判定に応用できる可能性があることから安定同位体分析の研究を行っていくこととされたところでございます。その報告を受けまして、令和3年4月以降、4回にわたりましてこの検討会を開催しております。現状及び今後の方針といたしまして、まず、年代測定への応用でございます。現在、沖縄の古墓由来の遺骨と戦没者遺骨を区別することを目的として、試験的に放射性炭素同位体分析により年代測定を実施しております。事業化に向けまして、より精度を高めるため、引き続き研究を行うこととされております。次に、所属集団への応用についてでございます。安定同位体分析は、理論的には戦没者遺骨の鑑定にも有用とされております。遺骨収集事業の対象地域での応用可能性については、データ不足などによって、まだ検証されていないところでございます。今後、検証がされた後に、DNA分析と組み合わせて安定同位体分析を戦没者遺骨の鑑定プロセスに応用することも必要となる場合があると考えられるため、引き続き研究を行うとされております。

次の15ページ目に、今後の研究予定内容を記載しております。大きく3つございます。1つ目に、分析法にかかる標準プロトコルの作成。2つ目に、放射性炭素年代測定における暫定基準値の検証及び基準値の作成。3つ目に、安定同位体の所属集団判定への応用についての検証。以上が、報告書概要の報告となります。

3ページに戻っていただいて、5. 戦没者遺骨の鑑定体制の強化についてでございます。これまでは事業課鑑定調整室の一室で戦没者遺骨鑑定センターの鑑定業務だけでなく遺骨の管理業務なども担っておりましたが、令和3年9月14日付で、鑑定調整室を廃止しまして、その業務を分割して戦没者遺骨鑑定推進室と戦没者遺骨調査室の2室体制といたしました。新たに戦没者遺骨鑑定センターの事務業務を専属で行う戦没者遺骨鑑定推進室長を置くことによりまして、戦没者遺骨鑑定センターの体制を強化いたしました。具体的には、戦没者遺骨鑑定推進室におきまして、遺骨の身元特定や所属集団判定に係る事務などを行うとともに、戦没者遺骨調査室におきまして、遺骨や検体の管理、遺骨を伴う遺留品の調査、遺族への遺骨の返還といった業務を行っております。また、STR分析・DNA鑑定を加速させるために、来年度に分析施設を稼働させる予定でございます。

資料3の説明は、以上でございます。

○犬伏座長 ありがとうございます。

これまでの事務局からの資料3についての説明について、御質問、御意見があれば、よろしく願いいたします。

熊谷構成員、よろしく申し上げます。

○熊谷構成員 3ページの5番目、鑑定体制の強化というところで、2ポツ目で厚生労働省自らの分析施設の稼働の予定ということで、分析といいますか、鑑定の加速が主たる目的だと思うのですけれども、見込みで結構なのですから、どの程度の鑑定ができるようなことを目的としておられるのか、もし今の段階で分かるものがあれば教えていただければと思います。

以上です。

○犬伏座長 それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

○櫻井戦没者遺骨鑑定推進室長 遺骨鑑定推進室長の櫻井でございます。よろしく願いいたします。

現在、自前の分析施設を設置して令和4年度中に稼働できるようにということで、まだ今は設置に向けた様々な手続や調整を進めているところでございまして、具体的な鑑定予定数が幾つというところまではいっていないのですけれども、数百はできるようにはしたいとは思っているところでございます。また御報告できる段階になりましたら御報告させていただきたいと思っております。

○犬伏座長 よろしいでしょうか。

○熊谷構成員 よろしく申し上げます。

○犬伏座長 従来の鑑定調整室も2室に分かれたということで、今後、鑑定業務についての体制も多少変わって強化されることと思うのですけれども、そのほかに御意見はございませんか。

森本評議員、よろしく申し上げます。

○森本オブザーバー 私は遺族ですからどうしてもこういう話になるのですけれども、今の報告をお聞きしてございまして、僅か3か月で約770件の申請があったとのことですが、今後も申請は増えると思われまます。照合して結果が出るまでは、現在データが保管されている検体等との照合と、今後、新しい検体と自動的に照合ができていくのでしょうかけれども、まず、遺族から照合特定依頼があった場合、遺児も高齢化しており照合結果の判定が出るまでの期間を、1年から2年とか短縮に努力していただきたい。それぞれに個人情報との関係もあるのですがよろしく申し上げます。

○犬伏座長 事務局、ただいまの御質問にお答えすることができるようでしたら、よろしく申し上げます。

○櫻井戦没者遺骨鑑定推進室長 昨年10月から、対象を拡大して以降、御指摘のように、DNA鑑定は768件の申請を受け付けているところでございまして、申請が多い地域を中心に

身元特定の会議を今年度中にも何回かやる予定はしてありますので、そこでまずはやり始めていって、今申請が来ているものについて、来年度も会議は数回やりますので、今年度の残りと来年度で順番に会議にかけていきたいなと思っているところでございます。

○犬伏座長 森本評議員、何か追加的な御質問や御意見がございましたら。

○森本オブザーバー 一度遺族から提供があった情報は、現在あるものと照合できなくても、今後、新しい検体のデータが出来た場合には自動的に照合されるシステムになっているのですね。

○櫻井戦没者遺骨鑑定推進室長 申請いただいた方に御意向を確認しておりまして、今後にも新たに遺骨が収容されるたびに、身元特定のための遺骨データ、遺族データのマッチングをするかということをお伺いしておりまして、やってくださいと言われた方について、順次、その後もデータを保管してDNA鑑定をやっていくという形でやらせていただいております。

○犬伏座長 よろしいでしょうか。

鋭意進めていただくということで、よろしくお願ひしたいと思います。

せっかくですので、オブザーバーの浅村先生から、何か状況について御意見がございましたら、オンラインでの御発言をお願ひできるでしょうか。

○浅村オブザーバー 浅村です。

今、事務局から説明いただいたとおり、順次、鑑定を進めさせていただいております。今回のお話にありましたけれども、今、次世代シーケンサによる所属集団の特定を、研究の要素も踏まえながら実務応用も同時にしているという形で進めていただいているところです。

また、今の中でももう一つ説明がありましたけれども、厚労省が直轄するラボを設立する予定であるということなのですけれども、今鑑定しているのは大学の研究機関がいわゆる本業とは別の枠で鑑定をさせていただくということですから、いわゆる本業があつて、言葉が適切でないかもしれないのですけれども、その業務外の時間を使って対応しているところです。そういう意味からすると、厚労省の直轄でラボをつくるということですので、その研究機関とは同じような意味合いではなくて、専属的に鑑定をされるということですから、研究機関とは別の要素を持った形でやっていただくような内容について、私もいろいろと御意見を差し上げていきたいと思ひますし、厚労省の方にもお願ひしていききたいと思ひています。

そのほかに特に意見はございません。

以上です。

○犬伏座長 ありがとうございます。

令和4年度ということになりますでしょうか。ぜひ実現し、従来の委託されていた鑑定機関との調整等をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、よろしくお願ひします。黒沢構成員。

○黒沢構成員 今のことに関連して、そうしますと、厚労省直轄でつくる組織に新たに人

員配置をされるわけですね。そういった予算要求は、次年度というか、今年度は何名ぐらいとされ、あるいは、将来的には何名体制という形になるのでしょうか。

○櫻井戦没者遺骨鑑定推進室長 来年度に設置してから人を雇用する形なので、今の時点で何名というのはまだ決まっていないところなのですけれども、鑑定の専門家とその下に検査技師や助手の方を置いてという体制で考えておりまして、雇用の関係は来年度を予定しているところでございます。

○黒沢構成員 あらあらでどの程度の規模というものはございますか。

○櫻井戦没者遺骨鑑定推進室長 まず、さっき申し上げたように、専門家に1名は少なくともいていただかないといけない、それ以外に、例えば、検査技師が1名とか、助手が2名とか、まだ内々に考えている段階でございまして、またそういったところも御報告できるようになりましたら御報告させていただきたいと思っております。

○犬伏座長 人材の確保という面では、この分野の専門家の裾野がどの程度かということもお伺いをしていましたけれども、専属機関ができるということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、資料3について、御質問、御意見がないようでしたら、まさに予算についてということで、最後の資料4の令和4年度予算案について、事務局から御説明いただきたいと思ひます。

○渡邊課長補佐 事業課の渡邊でござひます。よろしくお願ひします。

お手元の資料4「令和4年度予算案について」の御説明をさせていただきます。

まず、1ページ目を御覧ください。遺骨収集にかかる予算額のこれまでの推移について表した資料でござひます。平成28年度の法律制定以降、令和6年度までの集中実施期間中に目標とする遺骨収集事業を行うために必要な予算額を、これまで確保してきたところでござひます。集中実施期間の開始に当たりまして、平成28年度・平成29年度の2か年で海外資料調査を集中的に行ひ、そこで得た日本人戦没者の遺骨情報の分析結果を基に現地調査派遣を集中的に行ひといった方針を打ち立てまして、令和2年度は令和元年度の倍の回数派遣を実施することとしました。その結果、令和2年度の予算は、対前年度から大幅に増額して、約30億円を計上したところでござひます。令和3年度予算も引き続き同等以上の要求をすることとしておりましたが、御存じのとおり、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響によって海外への派遣が実施できず、予算折衝の過程で大きく内容を見直すことが財務省より求められました。その結果、約3.9億円なのですが、令和2年度中に執行できない予算額を翌令和3年度に繰り越しまして、その分、令和3年度の本予算額を抑えた形となったため、本予算額としては約27.6億円となっております。しかし、繰り越された約3.9億と合わせた実際の令和3年度の執行可能額は約31.5億円でござひました。令和4年度の予算案につきましては、前年度に引き続き財務省と厳しい予算折衝を行ひましたが、集中実施期間における海外等での遺骨収集事業の実施、戦没者遺骨の鑑定の充実など、我々が推進を図るべき事業について必要な予算額としまして約32.8億円を確保するこ

とができました。対前年度の執行可能額と比べまして約1.3億円の増額、当初予算額との比較では約5.2億円の増額となっております。なお、令和4年度予算案につきましては、前回の予算のように、令和3年度中の未執行額の繰越しは行いません。今後も新型コロナウイルス感染症の状況は一進一退でございますが、今年度の第4四半期の期間中にチャレンジをして可能な範囲で派遣を実施し、できなかった分につきましては、令和5年度と令和6年度の2か年度でリカバリーするという方針につきまして、予算の折衝の段階で財務省と共有することができているところでございます。

続きまして、2ページ目と3ページ目を御覧ください。こちらには、令和4年度予算案の内訳を整理いたしました。令和4年度の予算は、御覧のとおり、硫黄島の事業をはじめとして、大きく6つのカテゴリーに分かれています。硫黄島では、滑走路地区における地下壕の探索のための面的調査、具体的には、滑走路地区のボーリング調査等の経費を計上して、対前年度で約1億円を増額したところでございます。続いて、②の海外等における遺骨収集事業につきましては、現地調査・埋葬地調査は、先ほど申し上げましたが、令和元年度ベースからほぼ倍増した令和2年度と令和3年度の調査派遣班数と同等の班数を令和4年度も設定しております。右側に書きました御覧の地域で調査を実施することとしておりますが、ミャンマーについては、現地の政情が不安定であることもあり、令和4年度中に多くの派遣を実施することは現時点で難しいのではないかと考え、こちらにつきましては令和3年度と比べて班数を減らして計上しております。遺骨収集につきましても同様に、御覧の地域において令和3年度とほぼ同回数の派遣を設定しております。なお、参考として記載させていただきましたが、沖縄で収容されました御遺骨を、御遺族に返還する、または、沖縄の戦没者墓苑に納骨されるまでの間、仮安置などをされる場所として、平和祈念公園内に仮安置室を新たに設置することとしておりまして、その経費約2700万円については、当初、令和4年度の概算要求をしておりましたが、それを前倒しして令和3年度の補正予算に計上したところでございます。

そのほか、③の法人運営経費、3ページ目の④の海外公文書館の資料収集、⑥の遺骨・遺留品の伝達につきましては、前年度と同じ金額を計上しておりますが、⑤の遺骨の鑑定につきましては、先ほどの資料3のところでお話ししましたが、令和4年度中の稼働を目指して現在準備を進めておりますラボ、分析施設での鑑定実施に必要な経費を計上しております。そのほか、昨年10月から既に取組を開始しましたが、遺留品等の手ごたえ情報がない遺骨の身元特定のためのDNA鑑定を行うことにより御遺族からの鑑定の申請件数が増えることが見込まれ、また、そういった取組を周知するための経費を計上したことにより、トータルで約1億円を増額したところでございます。

4ページ目以降は、今御説明しました遺骨収集事業を含む社会・援護局全体の令和4年度予算案の主要事項について整理した資料を参考までに添付させていただきましたので、後ほど御覧いただければと思います。

簡単であります。以上が資料4の説明でございます。

○犬伏座長 資料4の令和4年度予算案についての事務局からの説明でございますが、これに対して、御質問、御意見がございましたら、よろしくお願ひします。

竹内構成員、よろしくお願ひします。

○竹内構成員 予算額についての御説明なのですけれども、指定法人への委託費のうちの事業費部分、運営費については定額で必要な経費なのでしょうけれども、令和2年度、令和3年度と、海外の調査、収集の事業がほとんど実施できなかったということですので、実際に令和3年度の指定法人の事業費の支出はどの程度になっているのか、教えていただきたいのですけれども。

○犬伏座長 それでは、竹之下専務理事から、よろしくお願ひします。

○竹之下オブザーバー 今、私は数字的なものを申し上げる資料を持っておりませんが、ただ、喜志鹿崎で沈没している97式攻撃機の引上げに関することと硫黄島の調査・収集などで、喜志鹿崎は2700万ほど使いましたが、硫黄島は精査をまだしておりませんので、金額的に幾らが出たかというのは申し上げられません。すみません。

○竹内構成員 質問の趣旨としては、指定法人へ委託費として支払う金額は未実施の事業は含まないという理解でよろしいのですよね。実施する事業の委託費のみ委託費として支払っていて、未実施のものは受け取らないという理解でよろしいのでしょうか。

○竹之下オブザーバー 2回に分けていただいておりますが、原則は全部いただいて未実施の分を返納するという形なのですが、今年度の2回目分はまだ。

○中村課長補佐 今年度につきましては、4月に、当初分として1回、指定法人に振り込んでおります。その支出状況を見ながら、追加が必要であれば指定法人から請求が上がってきて、その内容を確認した上で追加支給することになります。今年度事業につきましては、今後の派遣予定を含めまして若干追加分があるということで、指定法人からは聞いております。

○竹内構成員 ありがとうございます。

○犬伏座長 よろしいでしょうか。

予算は重要な問題でございます。そのほか、御意見、御質問はございませんでしょうか。

黒沢構成員、お願ひします。

○黒沢構成員 海外公文書館の資料収集のところでお尋ねしたいのですけれども、新型コロナウイルス感染症の関係で、実際に海外に行って、公文書館に行って収集というのは非常に難しいと思うのですが、これまではどういうところに行かれていたのかということと、今後、海外に行けるようになった場合に、どの辺りの公文書館を考えられているのかというところで教えていただければと思います。

○渡邊課長補佐 先ほども申し上げましたが、平成28年度、平成29年度の2か年度で集中的に海外の資料調査を行いました。その際には、アメリカ、イギリス、オーストラリアなどの国立公文書館等に実際に職員を派遣しまして調査を行いました。以降、規模は少ないのですけれども、文書の機密指定解除があった場合に調査を行うこととしてお願ひして、

現段階では、アメリカ海軍で文書を保存している機関がございますので、そちらで調査を行うための準備を進めているところです。

○黒沢構成員 ありがとうございます。

旧ソ連圏の公文書館は対象になるのですか。

○磯邊事業推進室長 旧ソ連につきましては、援護局に調査資料室がございまして、そちらで抑留中死亡者の個人資料の調査はしてきております。埋葬地といったことに特化して調査を行ってはいないのですけれども、そういったいわゆる抑留中死亡者の個人資料という意味であれば、調査を行っています。

○犬伏座長 黒沢構成員、何かアドバイスやいろいろな御知見がございましたら、よろしくをお願いします。

○黒沢構成員 特にないのですけれども、そうしますと、こちらでは特に旧ソ連圏の調査は担当しないといえますか、行わないと。抑留者の関係のところで行われている情報がこちらにも入ってくるということでよろしいわけですね。ありがとうございます。

○犬伏座長 森本評議員、お願いします。

○森本オブザーバー 予算がほぼこれで決まっていくのでしょうかけれど、新年度からできるだけ早く事業が再開されることを遺族として熱望しております。この中で、先ほども意見を申しましたが、新しいマニュアルにより事業が実施される場合、現地調査・遺骨収集が派遣され、検体だけを持ち帰って、そのほかの御遺骨は、日本人の御遺骨と鑑定結果が確定するまで現地保管という形になるわけですけれども、たびたび議案書にも報告書にも御遺骨の尊厳という文言を確認させてもらっておりますが、現地保管状況は必ずしもそうは言えない。かなりの期間をお待たせするような形になりますので、検体との照合が終わるまで現地に保管される御遺骨について、沖縄に限らず、現地の保管については、全戦域について、厚労省としてどういう形にするかということを決めていただかないと、新しいマニュアルによる現地調査等については、団長がいろいろと判断するという形になりますが、この辺にファジーな部分があって、詰め切っていない部分があると思われませんが、その辺をぜひ推進協会とも詰めていただきたいと思います。意見です。

○犬伏座長 森本評議員からの御意見をお受けして、事務局では御遺族の感情や御遺骨に対する尊厳を踏まえて取組を続けていただければと思います。ありがとうございます。

○磯邊事業推進室長 御意見は賜りました。現地で保管されている御遺骨につきまして、可能な限り大使館あるいは公的な機関で保管していただけるように、外務省にもお願いしております。そういったことも踏まえまして、御遺骨の尊厳を守り、適切に保管していきたいと考えております。

○犬伏座長 森本評議員、ありがとうございます。

○森本オブザーバー 厚労省の上位の立場の方に、今の状況、現地をぜひ一度見ていただきたいなと希望します。

○犬伏座長 御意見をありがとうございます。

なかなか今の状況で外国に直接というのは難しいかとは思いますが、外交ルートを通じてできる限りの取組を厚生労働省としても進めていただければと思います。

それでは、そのほかに御意見はありませんでしょうか。1から4の4つの議題、全てにわたって、全体を通じての御意見や御質問でもよろしいので、せっかくの機会でございますので、思い出した点やお気づきになった点について、総合的・全体的に御意見がございましたら、よろしくお願ひいたします。

よろしいでしょうか。

長時間にわたって、御意見、御質問をいただきましたが、本日の議題は以上となります。

それでは、事務局から、最後に何か御連絡はございますでしょうか。

○中村課長補佐 本日の有識者会議の会議資料につきましては本日、議事録につきましては後日、厚労省のホームページに掲載いたしますので、御承知のほどよろしくお願ひいたします。

なお、次回の会議の開催時期につきましては、別途、御相談させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○犬伏座長 事務局から、御連絡も含めて、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、令和3年度第2回「戦没者の遺骨収集に関する有識者会議」を終了いたします。

お忙しい中、御参集いただきまして、本日は、どうもありがとうございました。

※会議開催後に資料の誤りが判明したところ、正しい掲載は以下のとおり。

※1 (P15) 3,237は誤りで、正しくは3,236件

※2 (P15) 2,458は誤りで、正しくは2,457件